



国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2019年11月11日 第1666回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久
会場監督 大澤会員

◇点鐘 会長
◇歌 国歌斉唱 我らの生業

◇出席率 83.33 %
◇前々回出席率 —

◇お客様紹介 米山奨学生 雷 暁 さん

◇親睦委員会 記念品贈呈 山田光揮委員長
結婚祝 13名 赤澤達之会員、富岡政明会員、
田島宏明会員、川口武志会員、
城田悦也会員、立見丈夫会員、
清水博志会員、小曾根要人会員、
真下敦紀会員、兼井清光会員、
廣木晴久幹事、大嶋秀樹会員、
大島一光会員



誕生日祝 7名 廣山武雄会員、女屋恭治会員、
坂田浩一会員、兼井清光会員、
大門龍一会員、駒井健一郎会員、
相原佳寛会員



◇ニコニコBOX

戸所仁治会員…先日、知事から功労者表彰をうけました。

廣山武雄会員…誕生日祝ありがとうございます。まだ青春の気持ちです。

嶋田均会員…結婚祝ありがとうございます。頑張っています。

大門龍一会員…誕生日祝ありがとうございます。

駒井健一郎会員…誕生日祝ありがとうございます。

大島一光会員…結婚祝ありがとうございます。

山田光揮会員…結婚祝ありがとうございます。

鈴木實会員…結婚祝ありがとうございます。

田島宏明会員…結婚祝ありがとうございます。

廣木晴久幹事…結婚祝ありがとうございます。

塚越正浩会員…先日行われたコンペで地元の利点、ハンデに恵まれ優勝することができました。また、優勝できるように頑張ります。

亦野高裕会員…先日の宮崎でのゴルフコンペにおいては、なんと優勝させていただきました。ありがとうございます。

菅原次男会員…九州旅行楽しかったです。ありがとうございました。

◇幹事報告 廣木幹事 理事会報告、10月27日地区大会での表彰



◇委員会報告 職業奉仕委員会 小曾根委員長 職場訪問例会の報告

親睦委員会 山田光揮委員長 11月25日の夜間例会のご案内

野球部とゴルフ部 岡崎会員

◇会長の時間「弁護士報酬」

10月に入り秋という事で色々なイベントやロータリーの行事が多かったと思います。一番大きいのは地区大会で沢山の方にご参加頂き、ありがとうございます。



いつものクラブ紹介の時間が3時過ぎという事でだいぶ時間を拘束されました。民族衣装を着て雷暁さんも最後まで一緒に参加して頂きました。ありがとうございました。

その他にもRLI研修や地区補助金セミナーなど、参加させて頂き、私自身もロータリークラブの活動にかなり時間を使っているような感じがしてきています。この秋を乗り越えればまた何とか少し落ち着くかなと思います。

来年の春頃には新潟北RCさんとか相馬RCさんとの交流もありますので、できる限り会員の皆様には参加をして頂いてクラブにご協力頂ければと思っています。

今日は何の話をしようかなと思ひまして、せっかく会長になりましたので仕事関連の話をさせて頂きます。皆さん、弁護士の仕事というのだいたい敷居が高くて頼んだらいくらかかるん

実際、裁判の規模によりおおよその金額が決まります。例えば1,000万円のお金をA社がB社に貸しましたがB社が返済してくれないとA社から相談を受けたという場合、今言った1,000万円が基準になるという事になります。その金額の何%かが着手金や報酬金になります。具体的な金額は日弁連のかつての報酬基準がまだネット上に残っているのではないかなと思うので見ていただければと思います。

あと相談料もよく聞かれますが、殆ど事務所が30分5,000円と消費税位だと思います。ただ企業の方が相談に行かれた場合にはそれよりも高い金額をお願いしてる事務所もあると思います。群馬の場合はだいたいそういう基準かなと思います。それから今、事件の大きさと報酬が決まるというお話させてもらいましたが、東京の方ではそういう基準ではなく、いわゆるタイムチャージ制をとってる事務所もあります。

つまり、この事件に何時間弁護士が時間を費やしたかという事で報酬が決まるという事で

だろうと、たぶん一番疑問に思われている事かと思います。

私の事務所にも消費税等の変動はありますが、実は今週、弁護士報酬について報酬規定というのを設けさせていただきました。皆さんには内容を説明したうえで受印をしていただきます。

かつては日本弁護士連合会で作った規定に沿って弁護士報酬をお客様から頂く事になっていましたが実は10年ほど前に日弁連の報酬規定は撤廃をされております。私の事務所の規定は、実際には先程申し上げた日弁連の報酬基準をそのまま使っております。撤廃の理由は業界の方で報酬規定を決めてしまうと独占禁止法に違反するという事です。従って今現在は、自由競争で自由に決められるという事になっております。ただ実際は群馬県内の弁護士さんは依然として当時の日弁連の報酬規定を使っているんじゃないかなと思います。具体的にどうゆう内容になっているかという、弁護士報酬というのは最初に引き受ける際に頂く着手金、それから事件が終了した後に頂く報酬金と言ひまして、その2回に分けて頂く事になっております。

す。今、東京で働いている私の弁護士の同期と5年位して再会した時に話が出たのは、ある4~5人でチームを組んだプロジェクトの弁護士費用が東京ですとタイムチャージ制で弁護士報酬だけで1億円超えるという話を伺った事もあります。群馬ではそういう事はまずないので、お気になさなくていいと思います。

後、よく聞かれるのは顧問料ですが群馬だとだいたい月額で3万~5万が多いのかなと思います。あまり言ってしまうと他の弁護士の営業妨害になりますので、それ以上はご説明できませんが、こんな相場となります。あとは細かい話ですが裁判を起こすには当然、裁判所に収める実費、印紙代とかもかかります。一応報酬に関しては各事務所できちんと丁寧に説明をして頂いて依頼して頂く事がよいと思います。私の事務所では基本的このような基準ですのもっと知りたい方は個別に言って頂ければと思います。